



Hawai'i Tourism Japan

新禁煙法施行のお知らせ

2006年11月1日現在

ハワイ州では、非喫煙者の健康を間接喫煙の害から守ることを目的として、州や郡が定める公共の場所以禁煙区域と設定される新禁煙法(Healthy Air & Workplaces Law)が2006年11月16日より施行されます。

最新情報として、ハワイ州より報告が入っております喫煙可能な場所を以下にお知らせ致します。

A. ホノルル国際空港屋外エリア

【国際線ターミナル】

1. インターアイランド・ターミナルと国際線到着ビルの間 1階中央部分
2. 1階ダイヤモンド・ヘッド側グループツアー・エリア(Diamond Head Group Tour Area) (屋根、囲いのない部分)
3. 屋根、囲いのない公共駐車場、ならびに各レンタカー会社駐車場(ただし、下記※をご参照ください)
4. 2階チケットカウンター前の道路中央帯
5. 駐車場の5階(ただし、下記※をご参照下さい)

【インターアイランド・ターミナル】

1. 1階インターアイランド・ターミナルと国際線ターミナルの国際線到着ビル間 マカイ側グループツアー・エリア(Makai Group Tour Area)
2. 駐車場の7階(ただし、下記※をご参照ください)

【コンピューター・ターミナル】

1. コンピューター・ターミナルの前の道路中央帯
2. 公共駐車場

B. ビーチやビーチパーク(海洋生物保護区指定のハナウマ湾を除く)、公園

C. ホテルやモーテルなどの宿泊施設の喫煙ルーム(客室数全体の20%までを喫煙ルームとすることが可能)、喫煙スペース

D. 民間もしくは半官半民の老人ホームや長期ケアホーム(施設)

E. 個人の住居

等

各宿泊施設喫煙ルーム、喫煙スペースの有無等をご希望の宿泊施設に事前にご確認いただきますよう、お願い致します。

※喫煙可能な場所でも、出入り口や窓、階段、エレベーター、換気装置部分より20フィート(約6メートル)圏内は禁煙区域となりますのでご注意ください。

なお、**禁煙**となる主な公共の場所は以下の通りです。

- A. 州や郡が所有する建物
- B. レストラン、バー、ナイトクラブ
- C. ショッピングセンター
- D. 空港内、公共交通機関(バス・タクシー等)
- E. ホテルのロビーや通路
- F. スポーツ・アリーナ、屋外アリーナ、スタジアム、円形競技場等の座席部分
- G. チャイルドケアや介護施設に使用している個人の住居 等

※※上記禁煙となる場所の出入り口より20フィート(約6メートル)圏内も禁煙区域となります。

同法律に違反した個人には最大50ドル、また企業には最大500ドルの罰金が課せられることとなります。

皆様のご理解、ご協力のほど、何卒宜しくお願い致します。

◆ 詳細は下記 Hawaii State Legislature の条令にてご確認ください。

http://www.capitol.hawaii.gov/sessioncurrent/bills/SB3262_cd1_.htm

ハワイ州観光局